

国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会について

日 時：令和5年3月29日 17時15分から18時15分

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業
専門団体連合会

テーマ： ・建設業の賃金引上げに向けた取組
・働き方改革の推進

申し合わせ事項

○賃金引上げ

今後の担い手確保のため、技能労働者の賃上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題があるものの、本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることとする。

○週休2日の確保による工期の適正化

時間外労働の上限規制の適用に向けては、週休2日の確保など適正な工期設定による働き方改革の推進や生産性の向上など、官民一体となって取組むこととする。

土志田会長発言要旨（概要）

○公共事業予算について

令和5年度当初予算は、昨年度と同額の予算を確保していただき感謝いたします。公共事業に依存する中小建設業界にとっては非常にありがたいことです。しかし、工事量に変動があるため企業が努力しても安定経営を営めてない企業が存在していることも事実です。昨年9月にも意見交換の場でも申し上げましたが、10年先を見通せる予算が確保されれば、企業として計画的な処遇改善等に取り組めるとともに経営の安定に向けて努力することが可能となります。また、国土強靱化予算も事項要求となっており、中小企業にとっては不安要素の一つとなっております。是非とも国土交通省として「次期国土強靱化対策予算」の当初予算化されるよう働きかけをお願いいたします。

○公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価については、11年連続で労務単価を引上げていただきました。また、技能労働者の適切な賃金水準の確保に向けて特に地方公共団体に新労務単価の早期活用をされるよう通知されました。しかし、現実には新単価の活用は公表されてから時間が経過して適用される地方公共団体もあります。是非とも新単価の速やかな適用をされるよう強くご指導をお願いいたします。

○賃上げについて

労働者の適正な賃金水準の確保の環境整備ですが、「適正な予定価格と工期」により適正な利益を得ることが可能となり安定経営が営めます。我々中小建設業界は公共事業に依存する割合が非常に高い業種です。安定経営があってはじめて従業員の処遇改善や賃金の引上げが可能となります。この物価高騰の厳しい状況の下、3年連続での賃金の引上げについてはかなり困難な面もありますが、担い手不足など業界が抱えている問題解決の一手法であると思います。衰退産業から希望の産業とするためには、全中建もできる限りの努力をしまいたいと思います。そのためにも、現在の入札制度において、最低制限価格、低入札調査基準価格が95%以上となるよう、共通仮設費、現場管理費・一般管理費率を95%以上に引上げるによりダンピングは排除され、企業にとっては適正な利益が見込める受注が可能となります。しかし、現状の入札制度では、利益を見込めない低価格での応札にならざるを得ない制度であり、安定経営に繋がらず、賃金上昇も望めないのが実情です。この入札制度を官民が協同し改善していき、希望の持てる建設産業への改革を成し遂げなければならないと思っております。

○働き方改革の推進について

2024年から時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます。いまだに週休二日制導入が他産業に比べ大きく遅れており、若者の入職に大きな支障となっております。更には、「日給月給制」の技能労働者の賃金を確保できるような積算の見直しや、小規模工事の歩掛の検討など建設業界が目指す労働者の賃金を確保した週休二日の実現には工事費の上昇に大きな影響を与えますので覚悟が必要であると思っております。

今般、国土交通省では、土木積算基準の改定において、工事積算等の適正化について朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握し、標準的な時間を分析して標準歩掛に反映、また工事の積算において熱中症対策の充実として猛暑日を考慮した工期設定とし、工期延長の日数に応じて精算できるよう改定されるなど、当り前のこと

が実現され、工事現場の環境改善が確実に進めば、賃金アップや週休二日制がより進み、若者にとって希望の産業となることに期待をいたします。

○意見交換会の様子



国土交通省要請文

事務連絡
令和5年3月30日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿
一般社団法人全国建設業協会会長 殿
一般社団法人全国中小建設業協会会長 殿
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

技能労働者の賃金上昇や建設業の働き方改革に向けた取組について

去る3月29日に国土交通省と建設業団体との意見交換会が開催され、建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進などについて意見交換を行ったところです。

この場において、今後の担い手確保のため、技能労働者の賃上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題があるものの、本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることとなりました。

また、建設業において時間外労働の上限規制の適用が令和6年4月と、あと1年に迫る中、建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこととなりました。

国土交通省においては、今後、ダンピング対策の強化や工期の適正化等の取組を進めてまいりますので、貴職におかれましても、技能労働者の賃金上昇や建設業の働き方改革に向けた取組をそれぞれ進めるとともに、傘下の建設業者等に周知していただきますようお願いいたします